

## 警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する条例等の制定について（例規）

昭和43年4月1日

兵警務例規第19の2号

警察職員（以下「職員」という。）の賞じゅつ金等の支給については、昭和29年以来、警察職員賞じゅつ金等支給規則により実施され、その後昭和39年兵庫県公安委員会規則第8号の改正を経て現在に至っているが、最近、国及び他府県において同趣旨の賞じゅつ金等の額が増額されつつあり、また、この規則の適用についても若干実状に添い難い点があったので、この内容を改正し、併せてこの機会に条例として制度化するため、県当局と折衝した結果、去る2月定例県議会に条例案が提案、可決され、別記のとおり兵庫県条例第34号をもって4月1日公布、同日施行されることとなった。また、この条例の規定による兵庫県公安委員会規則第3号についても同日公布施行されることとなった。

よって、この条例及び規則の運用に当たっては、下記事項に留意のうえ取扱いに誤りのないようされたい。

### 記

#### 第1 条例制定の趣旨

職員が危害又は災害を受けることが予断できるにもかかわらず、これを顧みることなくその職務を行ったことにより、死亡し、又は負傷若しくは病気が治ったときに障害を残す場合及び、負傷又は病気にかかった場合において、その者に功労があると認めるときは、その行為を賞揚し、当該職員又はその遺族に対し賞じゅつ金等を支給し、もって職員の士気の高揚を図ろうとするものである。

#### 第2 賞じゅつ金等の支給対象

賞じゅつ金又は見舞金は、公務上の災害を受けた職員全員に支給されるものではなく、条例第2条及び第3条に規定するとおり、職員がその職務を執行するために、社会通念上身体に危害又は災害を受けることが前もって判断又は予想されるにもかかわらず、危険を顧みることなくその職務を行ったことにより、負傷し、病気にかかり、又は障害を残すこととなり、若しくは死亡した場合において、その功労によって支給されるものである。

なお、支給対象は、兵庫県警察に勤務する職員全員となっているので、地方警務官及び警察官以外の職員にも適用される。

#### 第3 他の法令との関係

##### 1 公務災害補償との関係

公務災害補償は、使用者に対する無過失責任を地方公共団体にも適用したものであるが、本条例は積極果敢な公務の執行を賞揚しようとするもので、公務災害制度とは全く異質のものである。したがって、本条例が適用された場合においても、当然別途地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）も適用されることになる。

##### 2 警察表彰規則との関係

本条例が適用されると認められる事案については、功労の程度に応じ、更に警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第4条、第5条の2の規定が適用され、国の賞じゅつ金が付与されることもあること。

### 3 特別ほう賞実施要領との関係

本条例が適用されると認められる事案が、暴力犯罪の鎮圧に係るものであるときは、本条例及び前記2の賞じゅつ金のほか、更に警察官等に対する特別ほう賞実施要領（昭和36年6月13日閣議決定）に基づき、内閣総理大臣から特別ほう賞金が授与される場合もあること。

## 第4 運用上の留意点

### 1 条例関係

#### (1) 職務執行の程度

条例第2条に規定する「職務を行った」とは、その職務を完全に成し遂げることまで要求されるものではなく、その職務の執行に当たったことで足りるものであること。

#### (2) 功労の程度

功労の程度については、条例別表第1及び第2に定められているとおり、おおむね4段階に区分されているが、「功労」とは、職務の執行に当たって「手柄」と「骨折り」があったということであり、それぞれの職務の対象、危険度、その他警察信頼を高揚し、又は社会の称賛を受けた状況等を勘案して評価されるものであるということ。

### 2 規則関係

#### (1) 申請手続き

規則第2条の規定による申請に際しては、特に次の諸点に留意すること。

##### ア 事前調査の励行

賞じゅつ金は、その功労の程度により支給額に差異が生ずることになるので、事前に十分調査検討して功労の内容を具備することに留意すること。

##### イ 殉職者賞じゅつ金を申請する場合

殉職と認められる事案については、速やかに必要な書類を整えて申請の手続きをとること。

##### ウ 申請書の記載

賞じゅつ金等支給申請書の職務執行の状況及び功労に対する所属長の意見欄を記載する場合は、次の事項を、それぞれ明確に区分し、かつ、具体的に記載すること。

#### (ア) 職務執行の状況

##### (イ) 被害時の状況

##### (ロ) 功労の要点

##### (ハ) 当該事案の見通し

##### (ニ) 当該事案に対する部内外の反響

##### (ホ) 被申請者の平素における素行及び勤務状況

##### (ヘ) 家族等の状況

#### (2) 支給の通知

賞じゅつ金又は見舞金の支給が決定したときは、賞じゅつ金等支給決定通知書により、所属長に通知するので、所属長は賞じゅつ金等を受けることになった者にその旨伝達すること。